

議案第17号

**東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例**

東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年東近江市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「80,000円」を「100,000円」に、「28,000円」を「35,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

監査委員の報酬額の適正化を図るため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。